

# 1. 現庁舎の現状と課題は？



## ■各庁舎の概要

平成 28 年度現在

庁舎名	竣工年	築年数	使用率
平良庁舎	平成4年度	24年	100%
平良第二庁舎	※昭和47年度	44年	31%
城辺庁舎	平成15年度	13年	57%
下地庁舎	平成12年度	16年	80%
上野庁舎	昭和60年度	31年	100%
伊良部庁舎	※昭和55年度	36年	57%
上水道庁舎	※昭和47年度	44年	100%
平良保健センター	昭和62年度	29年	100%

\*1階を図書館、2階の一部を観光協会が使用。  
\*2階はIT産業センターとして使用。  
\*3階はまていだ教室(適応指導教室)として使用。  
\*平良保健センターと下地保健福祉センターの2つを拠点に保健センター事業が行われている。

※建築基準法に基づく現行の耐震基準以前の建築物(早急な建て替えの検討を要する)

## ■分庁舎方式の課題

### 「市民サービスへの支障」

分庁舎方式では、市民の用件が複数部署にまたがる場合、庁舎間の移動を伴い、迅速でスムーズな市民サービスに支障をきたすことが懸念されます。また、災害時などあらゆる初動活動への対応が遅れ、市民に適切な伝達等が出来ない可能性があります。

### 「行政運営上の非効率性」

行政組織が各庁舎に分散していることにより、時間や労力、コスト面において非効率적であり、各部署間の連携、協議に支障をきたし、迅速な業務対応が困難な場合があります。また、会議や持ち回り決裁による庁舎間移動が多く、時間や労力、コスト面において、業務効率の低下が懸念されます。市が行った試算によると、庁舎間移動に伴う年間コスト(人件費及び燃料のみ)は、年間約三千五百万円となっており、財政負担にもなっています。

## ■庁舎施設の課題

### 「駐車スペースの不足」

駐車スペースについては、特に、福祉部、生活環境部等、直接市民と関わることの多い部署が配置されている平良第二庁舎や市立図書館がある平良第一庁舎においては、多数の市民が往来し、慢性的に駐車スペースが不足しています。多くの市民が自家用車で庁舎へ訪れることや打ち合わせや会議などに出席する来庁者も車両で訪れることから、十分な駐車スペースの確保が必要です。



▼平良第二庁舎の駐車スペース。正面に8台ほどしか駐車できない。



▲平良庁舎の駐車スペース

## 市民アンケート・職員アンケートについて

～ 現庁舎の課題と改善点・ニーズのまとめ ～

### 共通の改善点・ニーズ

- ・バリアフリー対応(トイレ、案内など)
- ・プライバシーの確保(仕切りのある相談室の確保など)
- ・十分なスペースのある駐車場の確保
- ・授乳室・キッズスペースなどの確保
- ・防災機能の配備(防災拠点機能)、分庁舎方式の非効率解消【保健センターについて】
- ・施設、設備の更新
- ・安全、衛生の確保
- ・駐車場の確保
- ・庁内各課との連携強化

### 市民のニーズ

- ・わかりやすさ
- ・総合窓口の設置
- ・明るい庁舎
- ・財政負担の低減

### 職員のニーズ

- ・書庫、倉庫の確保
- ・会議室の確保
- ・食堂、休憩室の確保



# 「総合庁舎建設」

に向けスタート！



## 「宮古島市総合庁舎整備事業基本構想」が策定されました

**宮古島市**は平成17年の合併以降、各旧市町村の既存庁舎を利用する方たちで行政機能及び窓口機能を分散し、行政サービスを提供してきました。そのため、庁舎間の移動に伴う利用者の負担や行政運営上の非効率性など市民サービスに支障をきたすことがあり、さらに分庁舎方式であるため、各庁舎間の職員移動コスト等が多額になるなどの課題があります。

それらに加え、既存の7つの庁舎のうち4つは築30年以上が経過しており、老朽化や狭隘化、バリアフリー対応不足が多く見られます。中でも平良第一庁舎、上水道庁舎、伊良部庁舎は建築基準法の旧耐震基準の建築物であり、来庁者や職員の安全性を確保する観点からも、早急に建て替えの検討を要する状態となっています。重ねて、東日本大震災後の防災・減災に対する意識の高揚から、それらに対応する行政サービス、及び防災拠点の必要性や、

少子高齢化に対応できる庁舎機能の効率性の向上など、新たな社会のニーズも生まれてきています。また、以前より建設が計画されている保健センターについても総合庁舎に併設又は複合施設として整備する事で、連携を強化すると共に市民の利便性の向上に努め、より総合的なニーズへ応えることも検討しております。

今月の特集では、今年度策定された「宮古島市総合庁舎整備事業基本構想」の中から、現庁舎の現状と課題や総合庁舎の必要性、総合庁舎建設の基本理念及び基本方針について、主要なポイントを紹介していきます。

「宮古島市総合庁舎整備事業基本構想」の詳細な情報は、宮古島市ホームページ(<http://www.city.miyakojima.jp/>)でもご覧いただけます。

### ■お問合せ

・振興開発プロジェクト局  
☎73-1919

### 「バリアフリー対応の限界」

平良庁舎においては、弱者対策の法令（高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律）や「沖縄県福祉のまちづくり条例等」制定以前の建物であることから、庁舎正面入口の車椅子用スロープの勾配がきつく雨天時に滑りやすい、庁舎内トイレ入り口に段差がある、車椅子の入るスペースが取られていない等、来庁者からも多く指摘を受けています。全体ではバリアフリーへの対応がある程度改善されているものの、現庁舎の面積・構造では改善策に限界があります。



▲ 平良庁舎正面入口の車椅子用スロープ

▼ 平良庁舎内トイレ入口の段差

### 「個人情報保護への対応」

多くの市民が訪れる平良庁舎は、プライバシーに配慮した相談室等に使用する個室が不足しています。また、シャッター等が無いため、執務スペースへの外部からの侵入が容易となっています。会議室の利用等の目的で平日・週末を問わず市民が庁舎へ出入りする場合が多々あるため、セキュリティ面での課題があります。

現在、マイナンバー制度の開始に伴い、特定個人情報の取扱区域を明確にした上での物理的な安全管理措置が義務づけられるなど、これまで以上に厳格な情報漏洩対策が必要となっています。

### 「会議室、書庫・倉庫の確保」

多くの部署が集中する平良庁舎、平良第二庁舎では慢性的に会議室が不足しています。また、書庫・倉庫の不足により、執務室や廊下にも書類等を保管している状態であり、各所が狭隘化しています。

### ■災害対応への課題

#### 「各庁舎の強度」

各庁舎の老朽化に加え、平良第二庁舎、上水道庁舎、伊良部庁舎の3庁舎は、建築基準法に基づく現在の耐震基準（昭和56年）以前の旧基準に基づいて建築された建物です。中でも平良第二庁舎は、平成26年の耐力度調査の結果、危険建物と判断されており、安全性を確保する必要があることから、早急に建て替えの検討を要します。また、すべての庁舎において、平成19年度に改正された建築基準法の構造基準に合致しておらず、将来的に大規模な修繕を要することが予想されます。

### 「防災拠点としての機能集中・強化の必要」

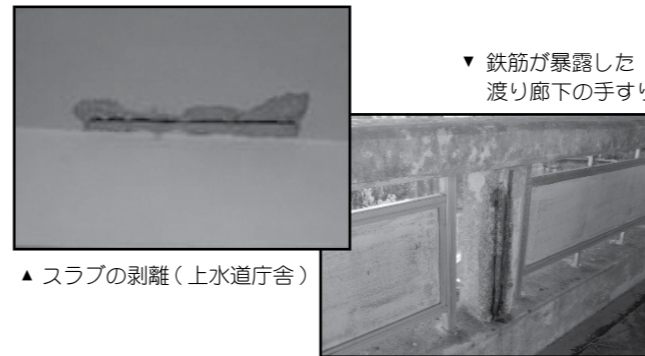
現在の宮古島市地域防災計画において、大規模災害発生時には平良庁舎で災害対策本部会議を開催することとなっており、このため、市長、副市長、各部長などが速やかに平良庁舎に集まる必要があります。しかし、現在の分庁舎方式においては、意志決定者が各庁舎に分散しており、迅速な判断・対応に支障をきたす可能性があります。

加えて、大規模災害発生時には災害に関する情報を素早く把握し、初動体制を早期に確立することが必要で、職員がスムーズに対応するためには、執務室の安全確保の徹底、市庁舎などの耐震性の確保が必要となります。これに添えるためには、現在の老朽化・狭隘化した庁舎では限界があります。

さらに、災害発生後の復旧段階においては、物資やボランティア受け入れなどの受援体制を確立する必要があります。仕分け場所や住民への配給場所、ボランティア宿泊所や駐車場など必要です。これについても現状の庁舎では活用できるスペースが限られており、対応が困難となっています。

### 「施設・設備の老朽化」

築30年以上が経過する庁舎において、顕著な施設の老朽化がみられます。特に、平良第二庁舎、上水道庁舎、伊良部庁舎に関しては、建築基準法に基づく現行の耐震基準以前の建物であり、継続して修繕等を行い使用していくことは困難な状況にあるため、総合庁舎整備後に取り壊しを行う予定です。また、その他の庁舎については、修繕費用がかさんでいくことが見込まれるため、調査・検討を行っていきます。



▲ スラブの剥離（上水道庁舎）

▼ 鉄筋が暴露した渡り廊下の手すり

### ■保健センターにおける課題

#### 「施設・設備の老朽化、狭隘化」

- ・ 合併による事業対象区域の拡大や社会情勢の変化による保健事業の増大などで、施設の狭隘化が顕著になっている。
- ・ 待合ロビーや待機スペースがない。
- ・ 目の検査を調理室で行うなど、施設の必要面積や部屋が不足している。
- ・ 築29年が経過しており、施設の老朽化が進行している。設備なども老朽化・旧式化しており、設備の更新が必要。



#### 「安全及び衛生上の問題」

- ・ 雨漏りや排水不良、空調設備の老朽化に加え、集団検診の会場がじゅうたん敷であり不衛生。
- ・ トイレや施設の入り口に段差があるなど、安全性にも問題がある。
- ・ 雨戸などの台風対策の必要、網戸などの防虫対策が必要といった懸念の声がある。

#### 「駐車場の不足」

- ・ 駐車場が狭く、特に集団事業の際に駐車できない利用者が多くなっている。
- ・ 障がい者（児）や妊婦など多くの市民にとって使いやすい、ユニバーサルデザインに基づく駐車場が必要。

#### 「個人情報保護への対応」

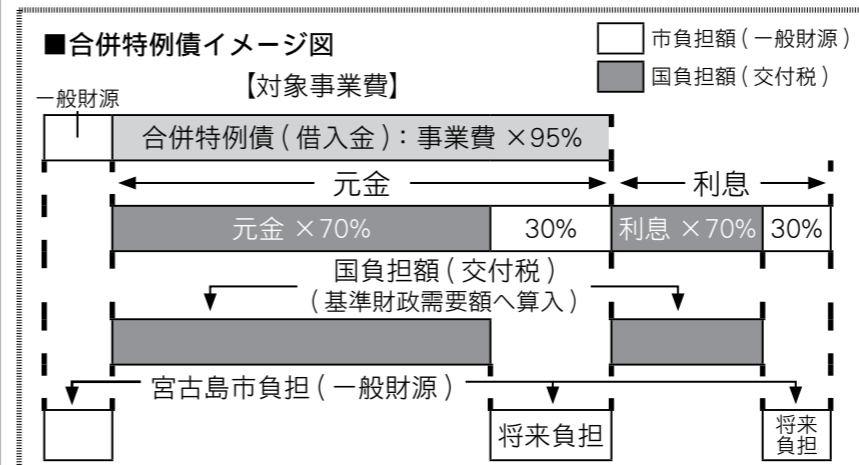
- ・ 個別で対応できる相談室がなく、プライバシーへの配慮のため個室の相談室が必要。
- ▶（写真）玄関ホールの一部を仕切りで区切り、母子手帳交付場所として使用している。



### － 総合庁舎建設費には合併特例債を活用し、市民負担を最小限に抑えます －

#### 【合併特例債とは？】

平成の大合併による新市町村建設計画の事業費として特例的に起債できる地方債。事業費の95%に充当でき、国が返済金の70%を負担する。発行期限は合併から15年となっており、宮古島市は平成32年度まで借入可能。総合庁舎を合併特例債発行期間中に整備することで、将来負担を最小限に抑えることができると思っています。





### 3. 総合庁舎建設の 基本理念と基本方針を紹介します

「宮古島市総合庁舎 基本理念」

## ～ 結いのこころつなぎ 市民に親しまれる総合庁舎 ～

基本理念のもと、以下の事項を総合庁舎建設の基本方針とします。

#### 「基本方針」

##### 1. 使いやすい総合庁舎

市民にとって、スムーズにサービスが受けられる、わかりやすい総合庁舎を目指します。また、高いアクセス性の確保、ユニバーサルデザインの導入などにより、誰もが利用しやすく、利用者に優しい総合庁舎を目指します。市政の中心として、市の取り組みや議会がより身近に感じられ、市民との協働のまちづくりを促進する情報発信の場となるような、開かれた総合庁舎を目指します。

##### 2. 安心と信頼のある総合庁舎

通常時は市民生活を支える存在となり、プライバシーや個人情報の保護に配慮した総合庁舎を目指します。また災害時には防災拠点となり、災害への対応が迅速・的確にできる安心で安全な市民生活の支えとなる総合庁舎を目指します。

##### 3. 多様で新たなニーズに対応できる機能的な総合庁舎

新時代に対応できる工夫やより迅速で的確な行政サービスの提供や市政の運営のため、効率的なスペース活用を実現し、総合庁舎ならではの包括的なサービスが提供できる総合庁舎を目指します。また、保健センターを併設又は複合施設として整備することで、市民の健康増進、福祉の向上に貢献する機能も備えた総合庁舎を目指します。

##### 4. シンプルで経済的な総合庁舎

総合庁舎においては、財政の負担軽減を考慮した事業計画とします。また、環境負荷低減のため省エネルギー化への取り組みを推進し、シンプルで経済的な総合庁舎を目指します。

### 2. なぜ総合庁舎が必要なの？



#### 1. 行政運営上の非効率解消

- ・市民の用件が複数の部署にまたがる場合、庁舎間移動を伴うこととなり市民サービスに支障をきたしている。
  - ・各部署が離れていることで部局間の連携、協議に支障をきたし、業務効率低下の原因となっている。
- 市民サービス向上・効率的な行政運営のため、総合的な機能を持った庁舎が必要である。

#### 2. 庁舎機能の向上

- ・少子高齢化を迎え、バリアフリー対応の必要性が増している。
- ・個人情報保護への対応や時代のニーズに合わせた庁舎の機能更新が必要となっている。
- ・駐車スペースや会議室及び書庫・倉庫の確保など、良好なサービス及び快適な執務に必要な機能の充実。

#### 3. 施設・設備の老朽化等による使用・維持管理の限界

現在ある7つの庁舎を現状のまま利用することは、様々な観点から限界に達しています。まず、各庁舎とも、いずれは現状の法令基準に即した大規模な改修工事を要することになり、多額の改修費がかかります。

- 平良第二庁舎、上水道庁舎→築40年以上が経過。両庁舎とも早急な建て替えが必要。
- 伊良部庁舎→老朽化が著しく、現在の耐震基準以前の建物であることから、取り壊しが必要。
- 上野庁舎→合併時に大規模な改修を行ったが、躯体コンクリートの劣化が進み、建物の主要な柱と大壁の亀裂や雨漏りによる鉄筋の腐蝕のシミなどが各所に見られる。
- 平良庁舎→築24年が経過。施設外部を含め、水回り等の設備の老朽化が顕著になっている。

－ 修繕には市の財政的な負担が増すことになる －

#### 4. 防災機能の拡充

- ・旧耐震基準時に建設されている庁舎もあり、耐震強度が不明確。
  - ・下地庁舎は、津波浸水想定区域内に立地しており、津波浸水の可能性がある。
  - ・分庁舎方式により、災害対策本部の設置などに時間を要し緊急時の迅速な対応に限界がある。
- 防災拠点としての機能を持った総合庁舎が必要である。

#### 5. 保健センターの整備

- ・既存の保健センター事業を行う施設において、施設及び設備の狭隘化と老朽化が進んでいる。
- ・プライバシーの確保や施設機能が不十分であるため、利用者へ不便をかけている。
- ・保健センターとして重要である安全面や衛生面についても問題が生じている。
- ・保健センターを庁舎に併設又は複合施設として整備することにより、役所内の関連部署との調整や連携、施設の管理・運営が円滑に進み、保健サービス全体の向上につながる。
- ・駐車場不足やコスト面についても、庁舎との機能共有が行え、用地取得費や建設費等、二重に費用がかかることを抑えることができる。

以上の理由により、  
総合庁舎の建設が必要になっています！